

1. 本計画の趣旨・背景

1) これまでの経緯と計画策定の趣旨

留萌市では、全ての市民が「食」について様々な経験を通じて「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる「食育」を日常の生活の中で体系的に取り組み、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するために、2008（平成20）年3月に「留萌市食育推進計画」を策定し、これまで各年齢層に応じた「食育」の取組を進めてきました。

人は「食」によって健康を維持しており、全ての世代が食と健康の大切さを自覚するとともに、健康な生活を維持し、豊かな人間形成を育むことが大切です。しかしながら、近年、世帯構造の多様化が進む中、ひとり暮らし世帯の高齢者、単独世帯や共働き世帯の増加により食生活も大きく変化しており、健全な食生活を実践することが困難な状況も出てきています。また、核家族化が進むことにより、地域の伝統的な食文化継承の機会が失われ、「食」に関する意識の希薄化につながることも危惧されています。さらに、コンビニエンスストアやファストフードが増えていることによる便利さの反面、不規則な食事時間や食生活が日常化すると同時に、大量の食料が食べられないまま廃棄されている、いわゆる「食品ロス」などの問題も顕著化しています。

今後、平均寿命が延びることが予想されている一方で、便利さの裏側にある栄養の偏り、朝食の欠食などによる食習慣の乱れにより、肥満や生活習慣病の増加や若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向など健康面での問題も指摘されています。「食」を取り巻く多くの課題解決のために食育の重要性は増しており、食育の取組について実践の環を広げることが求められています。

また、食育を推進していく上で大切である「地産地消」については、地域の農業・漁業を知ることにも必要であり、様々な体験を通じて郷土愛の醸成を育むことが重要です。中でも、2016（平成28）年9月に制定された「留萌市かずの子条例」により、地域の特産品であるかずの子を学校給食で提供するなど、地域における「地産地消」の機運も高まっています。

2013（平成25）年に「第2次留萌市食育推進計画」を策定し、関係機関や地域ボランティア団体等と連携しながら、ライフステージに応じた食育の取組を推進してきましたが、第2次の取組をさらに発展・実践するため、この度「第3次留萌市食育推進計画」を策定し、生涯にわたるライフステージに応じて、関係者が目指す姿や推進目標、方向性を共有しながら連携・協働し、一体的な取組として食育の推進を図っていきます。

2) 計画の位置付け及び計画の期間

本計画は、第6次留萌市総合計画を上位計画とし、国、北海道の食育推進基本計画、市の分野別計画との整合性を図りながら策定しています。

法的には、食育基本法第18条及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条に基づく計画として位置づけられるものです。

計画の期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

